

子育て支援このす乗合タクシー利用券支給事業のご案内

鴻巣市では、乳幼児健康診査や医療機関の受診など、日常生活での移動をサポートするため、「このす乗合タクシー」で使える利用券を交付しています。こちらは希望される保護者の方にお渡しするものです。

1 助成の対象と内容

対象： このす乗合タクシー利用時に市内に住所を有する1か月児健康診査対象児の保護者

内容： 300円券2枚

2 申請方法

以下のいずれかで申請できます。

窓口申請：鴻巣市保健センター、子育て支援課、吹上支所、川里支所で申請できます。

電子申請：申請後、利用券を郵送します。

3 申請期限

1か月児健康診査の実施日まで

4 このす乗合タクシー利用券の有効期限

公布日から6か月後の月末まで（券に記載あり）

【お問い合わせ】

鴻巣市こども未来部子育て支援課 母子保健担当（鴻巣市保健センター）

電話:048-543-1562

FAX:048-543-5749

○使用方法は裏面に記載してあります。

このす乗合タクシーの使用方法

① 事前に「このす乗合タクシー」の利用登録が必要です

(乳幼児を含め乗車する方全員の登録が必要)

【申請書を予約センターに送付する場合】	【窓口提出の場合】登録にお時間がかかります。
<ul style="list-style-type: none"> ・FAX 048-598-6403 ・郵送 〒365-0038 鴻巣市本町4-1-53予約センター(東洋タクシー内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鴻巣市役所自治振興課・吹上支所地域グループ ・川里支所地域グループ・市民サービスコーナー ・各公民館／生涯学習センター

② 予約制です

電話予約	WEB予約
<ul style="list-style-type: none"> ・予約受付 乗車希望日の1週間前から当日30分前までとなります。 ・住所、氏名、利用日、希望時間、乗車人数、乗車地、降車地を伝えて予約してください。 ・運行時間 8:30～18:00 ・電話受付時間 8:30～17:30 048-598-6402 	<ul style="list-style-type: none"> ・鴻巣市版ポケットBUS停 <p>利用者番号と仮パスワードが必要になりますので初回のみ予約センターにお電話ください。</p> 

※電子申請での登録も可能です。詳細は「公共交通利用ガイド」をご覧ください。

③ 車両側面に「このす乗合タクシー」と表示した車両が迎えに行きます

④ 運賃お支払い時に利用券を運転手にお渡しください。なお、母子健康手帳の掲示を求められる場合があります。

利用券の注意事項

- 1 この利用券は、使用時に市民の方のみ使えます。
- 2 有効期限を過ぎた券は、使用できません。
- 3 この利用券の再交付はしません。紛失しないように保管してください。
- 4 この利用券を利用できるタクシーは、このす乗合タクシーに限ります。
- 5 この利用券を利用する時は、事前にこのす乗合タクシーの登録と予約が必要です。
- 6 タクシーを利用する時は、利用券を乗務員に提出してください。
- 7 この利用券を他人に譲渡するなど不正に使用した場合、利用額を返還していただきます。※
利用券の裏面のアンケートにご協力ください。

